別表第二（第一条関係）

地方整備局	海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域
東北地方整備局	秋田県由利本荘市沖（北側）に係る海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域
	秋田県由利本荘市沖（南側）に係る海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域
	秋田県能代市、三種町及び男鹿市沖に係る海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域
関東地方整備局	千葉県銚子市沖に係る海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域
九州地方整備局	長崎県五島市沖に係る海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域

別表第八（第百四十条関係）

所属地方整備局	名　称	海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域
東北地方整備局	秋田港湾事務所	秋田県由利本荘市沖（北側）に係る海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域
		秋田県由利本荘市沖（南側）に係る海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域
		秋田県能代市、三種町及び男鹿市沖に係る海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域
関東地方整備局	千葉港湾事務所	千葉県銚子市沖に係る海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域
九州地方整備局	長崎港湾・空港整備事務所	長崎県五島市沖に係る海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域

別表第二（第一条関係）

地方整備局	海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域
九州地方整備局	長崎県五島市沖に係る海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域

別表第八（第百四十条関係）

所属地方整備局	名　称	海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域
九州地方整備局	長崎港湾・空港整備事務所	長崎県五島市沖に係る海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域

附　則

この省令は、公布の日から施行する。